

◎ 資料等、自由にご利用ください  
 ◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！  
 (いわき労働基準協会までお寄せください)

署長室よりいわきアリオスを望む  
 (R04年7月6日撮影)

## 建設現場パトロールを実施～署と「14社会」合同～ 先進的な活動事例、熱中症対策状況等を視察

7月13日(水)、いわき市内の主要建設業者で構成する「いわき地区建設業安全衛生連絡協議会」(14社会)といわき労働基準監督署が、いわき市内の建設現場(建築工事2現場、土木工事1現場)に対するパトロールを合同で実施しました。

パトロール実施後の講評会において、参加者からは「先進的な事例を見ることができた。さっそく当社でも出来ることから取り組んでいきたい」等の感想が出されました。

署長講評では、各現場での作業員の安全就労意欲向上に向けた取り組みを評価したほか、熱中症対策やリスクアセスメントK Yの取組み推進について話しました。



現場の安全掲示板を視察する高橋安全衛生課長

## 福島県いわき建設事務所管内建設工事安全推進協議会を開催

7月15日(金)、標記協議会の令和4年度通常総会が開催されました。

席上、署長挨拶において、次の事項について話しました。

- 建設業における総合的な安全衛生管理の実施要請について
- 建設業における「魅力ある職場づくり」「働き方改革」について
- 「福島県建設業ゼロ災宣言運動2022」への参加について

総会議事終了後、高橋安全衛生課長より、災害発生状況に基づく安全管理上の留意点について説明を行いました。

「福島県建設業ゼロ災宣言運動2022」参加申し込みはこちらから

→[建災防福島県支部ホームページ](#)



災害発生状況や背景を説明

## シリーズ法令改正の解説・第5回化学物質規制(R5.4.1施行予定分)

化学物質に対する規制に係る法改正が進められており、令和5年4月1日から、順次施行されます。今回は、令和5年4月1日から施行される法規制(11項目)説明の第4回になります。

### 令和5年4月1日施行予定の法規制のポイント(その4)

#### ○がん等の遅発性疾病の把握の強化 ～医師意見聴取・労働局長報告を義務付け～

【解説】

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんが業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。

がん罹患が業務に起因するものと疑われると医師が判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

(資料出所・・・厚生労働省「[職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会資料](#)」(R3.7.19)

「[第146回労働政策審議会安全衛生分科会資料](#)」(R4.3.23)

